

## 地域密着型通所介護に係るみなし指定を不要とする旨の申出について

小規模な通所介護事業所(利用定員18人以下)については、平成28年4月1日から「地域密着型通所介護」の事業所として指定があったものとみなされます。また、地域密着型通所介護のみなし指定の有効期間(満了日)は、現在の当該通所介護の指定有効期間(満了日)となります。

ただし、地域密着型通所介護に係るみなし指定を希望しない場合は、みなし指定を不要とする別段の申出を提出できることとなっています。地域密着型通所介護のみなし指定を希望しない通所介護サービス事業者は、下記のとおり、みなし指定を不要とする旨の申出書を提出してください。

なお、申出については、当該事業所が所在する都道府県知事及び市町村長(他の市町村の被保険者が利用している場合には、当該他市町村長)に提出することになっています。

### 記

提出様式(参考様式)	地域密着型通所介護に係るみなし指定を不要とする旨の申出書 (3ページ目にも掲載)
提出部数	3部(うち2部は写し可)
提出方法	提出先に持参
提出期限	平成28年3月15日(火)
提出先	2ページ目に掲載 ※市町村への提出については、各市町村の介護保険所管課にお問い合わせ下さい。

## 提出先一覧

所在市町村	提出先	住所	電話番号
海南省・紀美野町	海草振興局 健康福祉部 保健福祉課	〒642-0022 海南省大野中939	073-483-8824
紀の川市・岩出市	那賀振興局 健康福祉部 保健福祉課	〒649-6223 岩出市高塚209	0736-61-0021
橋本市・かつらぎ町 高野町・九度山町	伊都振興局 健康福祉部 保健福祉課	〒649-7203 橋本市高野口町名古屋927	0736-42-5440
有田市・湯浅町 広川町・有田川町	有田振興局 健康福祉部 保健福祉課	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2355-1	0737-64-1294
御坊市・美浜町 日高町・由良町 印南町・日高川町	日高振興局 健康福祉部 保健福祉課	〒644-0011 御坊市湯川町財部859-2	0738-24-0996
田辺市・みなべ町 白浜町・上富田町 すさみ町	西牟婁振興局 健康福祉部 保健福祉課	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘23-1	0739-26-7932
新宮市・那智勝浦町 太地町・北山村	東牟婁振興局 健康福祉部 保健福祉課	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘2-4-8	0735-21-9629
串本町・古座川町	東牟婁振興局 健康福祉部 串本支所 地域福祉課	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向193	0735-72-0525

※和歌山市に所在する事業所は、県への提出は不要です。(和歌山市の担当部署にお問い合わせ下さい)

## 地域密着型通所介護に係るみなし指定を不要とする旨の申出書

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

申出者(開設・事業者)

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

(印)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。)附則第20条ただし書の規定に基づき、医療介護総合確保推進法附則第20条第1項本文に係る地域密着型通所介護の指定を不要とする旨を申し出ます。

法人の代表者	氏名	
	住所	
事業所	事業所番号	
	名称	
	所在地	
事業所の管理者	氏名	
	住所	
不要とする理由	地域密着型通所介護に係るみなし指定を不要とする理由に○印を付してください。	
	<input type="checkbox"/>	通常規模・大規模型の通所介護のサテライトにするため(※)
	<input type="checkbox"/>	小規模多機能型居宅介護のサテライトにするため(※)
	<input type="checkbox"/>	その他( )

※ 通所介護事業所の廃止届の提出が必要です。

備考1 法人の代表者・事業所の管理者の住所は個人の住所を記載してください。

備考2 みなし指定の辞退を希望する場合は、本県ならびに事業所所在市町村および貴事業所を他の市町村の被保険者が利用している場合は当該他市町村に対し、当該届出を提出する必要があります。

担当者 職・氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 TEL \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_